

心ゆたかに

人権問題啓発誌

第2号

— 部落差別をはじめあらゆる差別をなくするために —

平成17年(2005)12月1日 米子市人権政策部人権政策課 TEL(0859)23-5415



米子市ではこれまで、人権尊重都市の実現を目ざし、さまざまな事業や研修を通して、人権施策の推進を行ってきました。

本年度は、米子市の人権施策の方向性や重要性がより皆さんに分かりやすく、身近なものとなるよう「米子市人権施策基本方針」の策定作業を進めています。

今回の「心ゆたかに」では、この基本方針の基本的な考え方を掲載しています。今後は、米子市のホームページなどで、皆さまのご意見を頂戴しながら策定作業を進める予定ですので、ご協力をお願いします。

米子市人権施策基本方針及び 推進プランの策定作業を 進めています

これまで米子市では、平成8（1996）年に人権に関する本市の役割と責任を明らかにして、人権尊重の視点で行政を推進し、人権尊重の気風を地域社会に定着させていくことを目的に、「米子市人権施策推進指針」を策定し、行政施策を推進するにあつての留意すべき事項を整理して、具体的な推進方を明らかにしてきました。

現在策定作業を進めている、「米子市人権施策基本方針」及び「米子市人権施策推進プラン」は、本市の人権施策の方向性をより具体的にし、これまでの推進指針を継承、発展する形で再編成するものです。また、基本方針は米子市の人権施策の方向性や重要性を示すもので、推進プランは基本方針を具現化するための道筋、取組みの方向性を示すものとして、市民のみなさんにわかりやすく身近なものとなるようまとめる予定です。

構成は、本市人権施策の共通的な基本方針

と推進プランを掲載するとともに、人権分野別項目（同和問題・外国人・障がい者・女性・子ども・高齢者・病気にかかった人の7分野）についてもそれぞれ、基本方針及び推進プランを掲げることとしています。

今後は、12月から1月にかけて、米子市のホームページなどで原案を公開し、市民の皆さんからもご意見を頂戴しながら、「米子市人権施策基本方針」及び「米子市人権施策推進プラン」を策定するよう作業を進めてまいりますのでご協力をお願いします。

米子市役所ホームページ

(<http://www.yonago-city.jp>)

米子市人権情報センターホームページ

(<http://www.yonago-city.jp/jinken>)



米子市人権施策基本方針の考え方

米子市では、以下の考え方に基づいて人権施策を推進していきます。

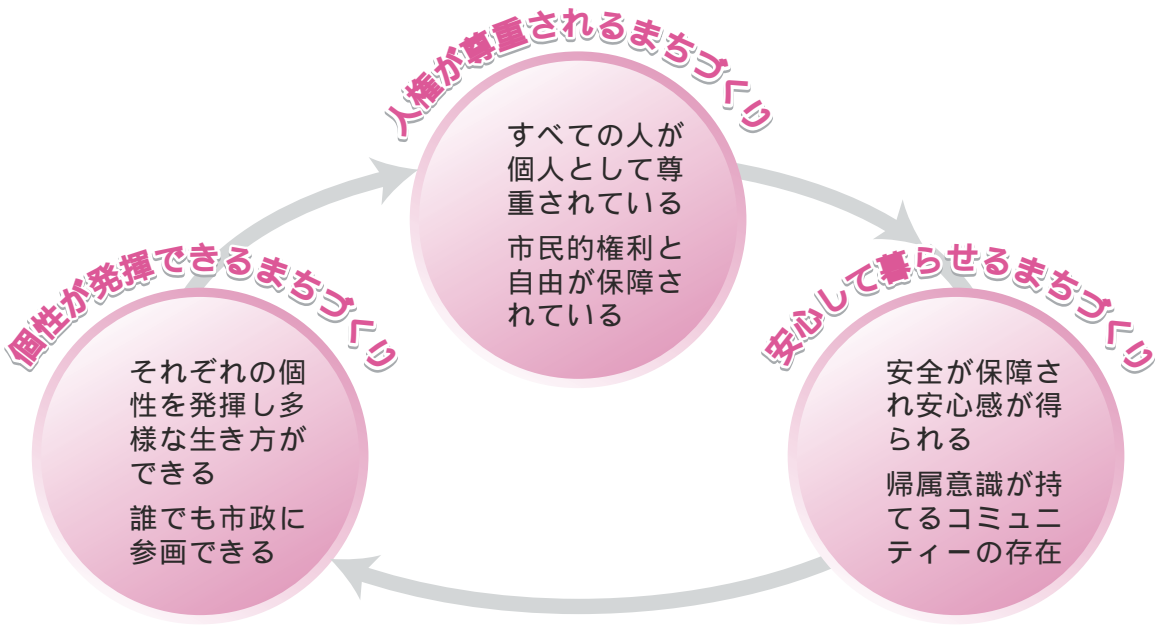
人権が尊重されるまちづくり

人権が尊重されるまちとは、すべての人の市民的権利と自由が保障され、個人として尊重されている社会のことです。

人権について正しい理解や実践する態度が市民に十分に定着していない状況では、ともしれば自分の権利を主張して他人の権利には配慮しなくてもよいと取り違えられてしまいます。

しかし、自分の権利が尊重されるためには、お互いに尊重し支え合う社会が基盤となっていないければなりません。

こうしたまちの実現には、市民一人ひとりが人権を自分の問題として考え、学び、行動することが大きな力となります。そのためには、お互いの違いを認め、尊重し、共に生きる心を育むことが大切です。



安心して暮らせるまちづくり

安心して暮らせるまちとは、市民的権利と自由が保障されていることはもちろん、誰からも危害を受けることのない安全が保障され、帰属意識が持てるコミュニティがあり、自分の存在を確認し自信を持って生活できる社会のことです。こうした社会を実現していくためには、「人権が尊重されるまち」が前提となります。また、いつでも誰でも相談や適切な支援を受けることができる環境が整備されていることも安心感につながります。

近年、これまで家族や地域住民の共同作業で支えられていた家事や育児などへの産業の参入や、生活が高度に機械化され、近隣と人間関係を結ばなくても生活に支障をきたさないような環境が生まれています。そのため、社会や集団の中での帰属意識や人間関係のあり方が変化しています。しかし、家庭、地域、職場、趣味を同じくする集まりなどさまざまなコミュニティとの関わりの中で、人々は帰属意識が満たされ、自分は社会にとってかけがえない存在であるといった自信を得ることができません。そしてこうした安心感や自

信は、人権を自分の問題として考え、学び、行動する力を生み出すとともに、他人の人権に配慮することにもつながります。

個性が発揮できるまちづくり

個性が発揮できるまちとは、自分の意志や希望を持ち、人々と協力して互いに尊重し合いながら自分の個性を発揮し、多様な生き方や価値観を認め合える社会です。また、人権施策の主体である市民一人ひとりが自分たちの課題を持ちより、行政の政策決定の場に加わるなど、誰でも市政に参画できる社会です。

こうした社会を実現していくためには、「人権が尊重されるまち」や「安心して暮らせるまち」が前提となります。

また、障がいの有無や年齢などにかかわらず、誰もが主体的に地域の中で他の人々と関わりながら、自分の個性が発揮できるように条件が整備され、共に生きることができ、いわゆるノーマライゼーションの考え方が市民に共有されていることも大切です。

こうした「個性が発揮できるまちづくり」が広がることにより、「人権が尊重されるまち」の更なる充実を生み出します。

人権週間のお知らせ

● 12月4日から10日は人権週間です ●

国際連合は、「世界人権宣言」の採択（1948年12月10日）を記念して、12月10日を「人権デー」と定めています。日本でも毎年人権デーを最終日とする1週間（12月4日から12月10日まで）を「人権週間」と定め、全国的な啓発活動を展開しています。今回の啓発活動重点目標は「育てよう 一人一人の人権意識 思いやりの心・かけがえのない命を大切に」です。

米子市では、人権デーの翌日に、「よなごの人権フォーラム'05」を開催いたします。誰もが、心ゆたかにいきいきと生活していくためには何が必要なのか、どうしたらよいかについて一緒に考えてみませんか。

【よなごの人権フォーラム'05】

日時 2005年12月11日（日）

13時30分～16時

場所 米子コンベンションセンター

小ホール

講師 金 香百合さん

（ホリスティック教育実践研究所 所長）

演題 「幸せな子ども時代」が

人権文化の土台をつくる

～愛されて生きる、愛して生きる～

その他 参加費無料 手話通訳・託児実施

（託児をご希望の方は、12月5日までにご連絡ください。）

お問合せ先

米子市人権情報センタ

☎（0859）37 3183

【第31回米子市人権・同和教育研究集会】

「みんなで差別をなくし幸せな社会を実現しよう」をテーマに第31回米子市人権・同和教育研究集会が下記のとおり開催されます。就学前・学校・地域・職場での様々な人権教育への取り組みを知るよい機会です。参加は無料で事前の申し込みは不要ですので、みなさんご参加ください。

詳細については第31回米子市人権・同和教育研究集会実行委員会までお問い合わせください。

お問合せ先

第31回米子市人権・同和教育研究集会実行

委員会事務局（米子市人権政策課内）

☎（0859）23 5415

第31回 米子市人権・同和教育研究集会

～みんなで差別をなくし幸せな社会を実現しよう～

日時 2006（平成18）年1月19日（木） 9：00 受付開始 9：20 開会

会場 米子コンベンションセンターほか

記念講演 ハンセン病国賠訴訟西日本弁護士代表 徳田 靖之さん

日程 9:00 9:20 9:45 10:20 10:30 12:00 13:30 16:30

9:00	9:20	9:45	10:20	10:30	12:00	13:30	16:30
受付	全体会	意見発表	休憩	記念講演	昼食(移動)	分科会	

分科会 8分科会で構成（就学前、学校、PTA、地域、企業、行政・職域、部落史）

主催 第31回米子市人権・同和教育研究集会実行委員会（0859-23-5415）

参加は無料です。事前申し込みの必要はありません。皆さんご参加ください。